

＜特定建設作業＞作業時間の制限

（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号、振動規制法施行規則別表第 1）

区 分	作業時間	1 日における 延べ作業時間	同一場所 における 連続作業時間	日曜・休日 における 作業時間
1号区域	7時～19時	10時間以内	6日以内	禁 止
2号区域	6時～22時	14時間以内		
適用除外要件 ※	1～7	1, 2	1, 2	1～8

※適用除外の要件

1. 災害その他非常事態時に緊急に作業を行う必要がある場合
2. 人の生命・身体に対する危険防止作業を行う必要がある場合
3. 鉄道・軌道の正常運行の確保に必要な場合
4. 道路法による道路占用許可条件が夜間(日曜・休日)指定の場合
5. 道路法による協議において夜間(日曜・休日)の作業に同意された場合
6. 道路交通法による道路使用許可条件が夜間(日曜・休日)の場合
7. 道路交通法による協議において夜間(日曜・休日)の作業に同意された場合
8. 変電所の変更工事で日曜・休日に行う必要がある場合